

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧下さい。

工事名	東京税関晴海庁舎（21）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	東京都中央区晴海 4-6-29	
工事概要	敷地面積 2,198㎡ 【庁舎】 構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上3階 建築面積：約800㎡ 延床面積：約2,340㎡ 用途：庁舎 工事内容：防水改修、塗装改修、内装改修、外壁改修、 電気設備改修、機械設備改修	
担当事務所	東京第二営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	R3.3.11 / R3.3.23 / R3.4.20	
工期	工事の始期から122日間（R3.6.1（工事着手期限））	
入札契約方式/落札方式	公募型指名競争入札/総合評価落札方式（実績評価型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 D等級又はC等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成17年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）） (ア) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の屋上防水を含む改修工事 (イ) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（躯体、外装、内装の全てを含む。）の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記(ア)、(イ)の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

		<p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
--	--	---

「東京税関晴海庁舎(21)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

【工事の概要】

本工事は、東京税関晴海庁舎(東京都大田区晴海 4-6-29)において、経年劣化している屋上、バルコニー防水の改修、塗装の改修(バルコニー手摺り)、内装の改修、外壁の改修(パラペット部)、内装の改修等を行うとともに、これらの改修に伴う、電気設備改修、機械設備改修を併せて行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・防水改修 (屋上:ウレタン塗膜防水(L4X 工法(X-1、X-2))
- ・塗装改修 (手摺り:DP 塗り)
- ・内装改修 (天井の一部撤去新設)
- ・外壁改修 (パラペット部のひび割れ部の補修)
- ・上記改修に係る電気設備改修及び機械設備改修

(2) 施工時期、施工条件

- ・その他の仮設、養生、作業範囲については K-01 図、作業時間帯については現場説明書を参照

○実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間(任意着手方式)を設定しています。
- ・工事の始期を令和3年6月1日(工事着手期限)までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。